

令和3年 No43

○国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

事務業務の移管に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年7月21日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和3年規則第28号

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則（平成16年規則第29号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学予算決算及び出納事務取扱規則の一部改正について

改正理由：事務業務の移管に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正			現 行		
[省略] (会計機関の代理等) 第3条 [省略] 2 [省略] 3 会計規程第5条第6項に規定する会計機関の補助者及び補助者が処理する事務の範囲は、別表第3のとおり定める。 4 [省略] [省略]			[省略] (会計機関の代理等) 第3条 [省略] 2 [省略] 3 会計規程第5条第6項に規定する会計機関の補助者及び補助者が処理する事務の範囲は、別表第3のとおり定める。 4 [省略] [省略]		
別表第3-1(第3条第3項) 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲			別表第3-1(第3条第3項) 出納命令役の補助者の職位及び事務の範囲		
部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲	部局名	補助者として指定する職位	補助者が処理する事務の範囲
[省略]			[省略]		
施設課	施設企画係長	施設課の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成	施設課	施設企画係長	施設課の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究・連携推進課	研究推進係長 研究協力係長 連携第一係長 連携第二係長	研究・連携推進課の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成			
附属図書館	専門職員(学術リソース管理担当) 学術リソース管理係長	附属図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成	附属図書館	専門職員(学術リソース管理担当) 学術リソース管理係長	附属図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
[省略]			[省略]		

附 則

この規則は、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。